構造計算適合性判定追加説明書提出届

建築基準法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第6条の3第6項の規定による適合するかどうかを決定することができない旨の通知書に対し、追加説明書を提出します。

公益財団法人　鹿児島県住宅・建築総合センター　殿

　　　 　令和　　　年　　月　　日

 申請者（設計者） 住所（事務所名）

 氏　名

記

１． 適判申請受付番号：

２．建築物の名称：

３．申請書等の補正又は追加説明：別添のとおり